

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

7

No.253 | Jul. 2022

※フィスレポート

町田事務所

特 集

知っておきたい 税務調査



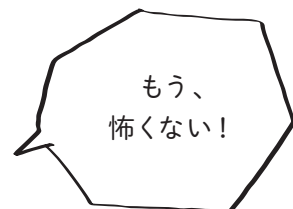
〈社長の履歴書〉
株式会社フジコー 宮澤俊二氏
〈経営者のミカタ〉
株式交付制度
〈相続のあれこれ〉
つくられた…債務



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます



知っておきたい



税務調査

正しく申告し正しく税金を納めていても、「税務調査」と聞くと不安を感じてしまう経営者の方は多くいるのではないしょうか。不正をしていなければ怖がることはありませんが、「見解の相違」により修正申告しなければならな
いこともあります。税務調査の概要や実際の事例を紹介し、留意すべきポイントなどを解説します。ぜひ、ご参考にしてください。

お話しをお伺いした方



辻・本郷 税理士法人
審理室 室長
安積 健



辻・本郷 税理士法人
法人ソリューショングループ
組織再編・資本政策担当
門脇 隆



辻・本郷 税理士法人
相続・資産承継部
小田嶋 恒司

TOPICS-1

【そもそも、税務調査とは】

税務調査には「強制捜査」と「任意調査」の2種類があります。強制捜査とはいわゆるマルサとよばれる国税局査察部が脱税の疑いに対して行う税務調査のことです。それに対し、事前連絡を経て行われる一般的な税務調査が任意調査です。ただし、「任意」といいつつも、調査を拒否した場合には罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）があります。

強制捜査

大型の脱税案件で
裁判所の令状に基づき調査が行われる

任意調査

税務署から連絡があり
納税者の同意を得て調査が行われる

TOPICS-2

【調査対象になりやすいのは？】

税務署ではKSKと呼ばれる国税総合管理システムを利用しています。KSKはスーパーコンピュータ化されており、申告数値をもとに「バランスの悪い」法人や個人を自動的に抽出します。これに各種の資料情報を付け合わせて調査対象を選定しています。

例えばこんな企業…

売上高、利益率が
大幅に増減した

役員報酬が高い(低い)

代表者などからの
借入金が大幅に増加した

TOPICS-3

【税務調査の流れ】

基本的には税務代理を依頼している税理士に税務署から連絡が入り、税理士を通じて日程調整や調査を行う場所を決めていきます。会社規模にもよりますが、2～3日間かけて直近3期分の帳簿書類を調査されることが一般的です。

〈税務調査の際に用意する資料〉

- ①会社概要関係：会社案内、組織図
- ②帳簿関係：総勘定元帳、売掛帳、買掛帳
- ③売上仕入関係：見積書、納品書、請求書、領収書
- ④棚卸関係：在庫表
- ⑤経費関係：請求書、領収書
- ⑥給与関係：源泉徴収簿、タイムカード、扶養控除申告書、社会保険関係届出書
- ⑦契約書：金銭消費貸借契約書、不動産賃貸借契約書、商取引に関する継続的取引の契約書
- ⑧その他：株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書



【税務調査 ケーススタディ】

税務調査で指摘を受けて、修正申告をした、辻・本郷で実際に扱ったケースをご紹介します。 ※事例は複数の調査事例を組み合わせで構成しており、特定の調査の結果を反映したものではありません。

CAS

1

【法人税】

費用？それとも資産？



🔍 ソフトウェアの製造・販売を行う
A社のケース

申告内容

自社製品の特色・強みを広報するため自社のブランディングブックをまとめて作成。広告宣伝に関する費用として一括計上。

税務調査の指摘

多額に計上された広告宣伝費のうちブランディングブックは、「著作権（無形固定資産）」の計上漏れ。

☐ こうすればよかった

自社のデザイン力の広報は、短期間に使いきれもの（チラシ、パンフレット）を用い、使い切るように発注すれば問題ありませんでした。



〈法人ソリューショングループ担当〉

CAS

2

【所得税】

友人への不動産貸付は？



🔍 不動産所得がある
Bさんのケース

申告内容

所有マンションを友人に貸していた。相場よりも安く貸しており、課税されることはないと考え、申告していなかった。

税務調査の指摘

該当案件からは年間80万円ほどの所得（もうけ）が出ており、給与以外の所得合計が20万円を超えるため納税漏れ。

☐ こうすればよかった

税理士などの専門家に資料を提出し、いくらかから不動産所得等の申告が必要か確認しておく必要がありました。



〈関東エリア事務所担当〉

CAS

3

【相続税】

だれの預金？



🔍 父から遺産を相続した
Cさんのケース

申告内容

父が息子名義でためてくれた定期預金は、相続財産に含めず、相続税申告を行い納税完了。

税務調査の指摘

息子名義の口座は、過去に出し入れなく口座の印鑑も父と同様であるため「名義預金」とみなされ、相続財産の計上漏れ。

☐ こうすればよかった

事前に財産一覧や遺言を作成し、相続財産の全体像と、その受取人を明確にしておく必要がありました。



〈相続・資産承継部担当〉



まずは、

**落ち着いて、
冷静に対応しましょう！**

税務調査は「任意」ではありますが、実際はほぼ強制となります。とはいえ、意図的な不正をしているようなことがなければ、税務調査官を過度に恐れる必要はありません。



**税務調査の連絡があったら、
顧問税理士と
必要な準備をして
落ち着いて臨みましょう。**

辻・本郷がお手伝い！

辻・本郷 税理士法人には、国税出身の顧問も多数在籍し、税務調査への豊富な対応実績があります。

税務調査に関するご相談はお気軽に担当者までお問い合わせください。



社長の履歴書

28

President's
Resume

地域に人が集まり
活性化するために。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社フジコーの

代表取締役社長 宮澤俊二さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社フジコー
代表取締役社長

宮澤俊二氏



4つのサービス業を展開

現在、アミューズメント事業、観光事業、飲食事業、ネットカフェ事業の4つのサービス業を展開している株式会社フジコー。代表取締役社長は宮澤俊二さんです。設立は1974年。当初は不動産業や土木業を展開していましたが、1983年に当時流行しつつあったパチンコホール事業に参入。サービス業としてのノウハウを蓄積し、ビジネスを着実に拡大させ、現在のようなサービス業をメインに展開する企業へと徐々にシフトしていきました。

民間企業が 日本一の吊り橋を建設

フジコーの代表的な事業が「三島スカイウォーク」です。全長400メートル、日本一の長さを誇る歩行者専用吊り橋です。その立案から設計・施工まで、すべてを民間資本100%で実現した全国的にも例を見ない事業です。「パチンコ

ホール事業を展開し地域の皆さまと触れあっていくうちに、地域への還元ができないだろうか考えるようになりました。その思いを募らせる中で、このプロジェクトの構想が生まれました」と宮澤さんは事業のきっかけを語ります。

宮澤さんが目をつけたのは、それまで開発がほとんど進んでいなかった箱根の西側。そこには、風光明媚な山中城跡や知る人ぞ知る富士山の絶景ポイントなど、まだ世間に広く知られていない豊富な観光資源がありました。そのポテンシャルを最大限に活用して、多くの観光客を集めるような施設をつくりたい。その思いの下に、プランを練られたのが三島スカイウォークです。

ところが、いざ事業を進めようとする、民間企業が吊り橋を建設するという前例のないプロジェクトのため、土地取得の問題や行政の許認可など、大きな壁がいくつも立ちはだかりました。その壁を突き崩し前へと進んでいく原動力となったのは、宮澤さんの「地

域に貢献したい」という強い思いでした。一つずつ課題をクリアしていくことで、宮澤さんの「本気度」が周りに伝わっていき、やがて多くの方の助けを受けてプロジェクトが進行していきました。構想からおよそ10年の時を経て、2015年に開業となりました。

食もアクティビティも 地産地消

現在、三島スカイウォークには吊り橋だけでなく、地元の特産品を味わえる飲食店や豊かな自然をそのまま生かした森の中のアスレチックなど、食もアクティビティも地産地消で展開しています。

「何度でも楽しめる施設として、コンテンツをさらに充実させ、三島の素晴らしさを存分に伝えていきたいです。そして、これまで以上に地域貢献していきたいです」

宮澤さんの三島に対する熱い思いが、ビジネスを加速させています。

BIOGRAPHY

- ・1958年
静岡県出身
- ・1981年
取締役 就任
- ・1996年
代表取締役社長 就任

株式会社フジコー

「社業を通じて地域社会に貢献する」を理念に掲げ、年間100万人もの来場者を誇る静岡を代表する観光スポット「三島スカイウォーク」を筆頭に多彩な事業展開を行っている。時代の変化に対応し、地域社会に求められている「楽しさ」を提供し続けている。

☎ <https://fujiko-group.com/>
📍 静岡県三島市寺町田6-1 📞 055-986-2235



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

株式交付制度の概要

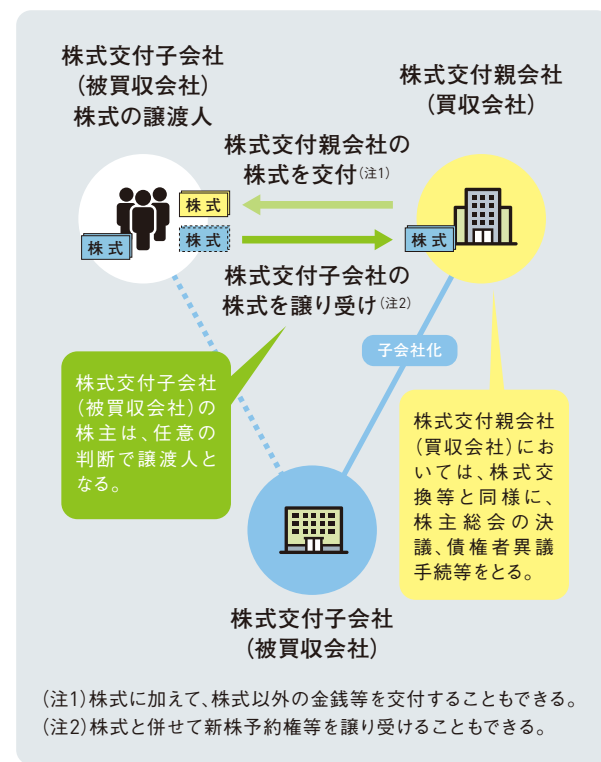


新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ
組織再編・資本政策担当

酒井 尚樹

会社法の見直しにより令和3年3月に施行された、自社株式を交付し企業買収を行う手法である株式交付制度を紹介します。

株式交付制度とは、株式会社が他の株式会社会社をその子会社とするために当該他の株式会社会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式会社会社の株式を交付することです。



出典：法務省「会社法が改正されます」5項

株式交付のメリット

- ・株式交換は100%子会社化にする手法だが、株式交付は50%超～100%の部分買収が可能であるためリスクを分散できる。
- ・被買収会社では株主総会決議が不要となり、当該事務手続きが簡易になる。
- ・検査役による調査が不要となり、コストが削減できる。

株式交付のデメリット

- ・新たに株式会社会社を子会社化する場合にのみ適用できる手法であり、既存の子会社株式を追加取得する場合には利用できない。
- ・株式交換は対価として金銭のみも認められるが、株式交付は対価として金銭のみは認められない(対価の全部又は一部として自社株式を交付しなければならない)。

税務上の留意点

株式の譲渡に係る損益は、①～②の要件を満たせば課税を繰り延べることが可能です(繰り延べる損益は、株式に対応する部分のみになります)。

- ① 交付対価のうち、80%以上が買収会社の株式であること。
- ② 確定申告書への下記書類の添付義務。
 - ・株式交付計画書
 - ・株式交付に係る明細書
 - ・交付した資産の数または価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類

動画で
わかる!

税金のはなし

毎週2回更新! 辻・本郷のYouTubeチャンネルでのお勧め動画を厳選してご紹介。



今月の
テーマの
動画は
こちらから!



税理士は確定申告書のどこを見る?

相続税・所得税対策!

所得税の確定申告から相続や所得税の対策のアドバイスをする際の着眼点を不動産所得の方をイメージしてお伝えします。

まずは申告書の第一表ですが、上部には基本情報が載っており非常に多くの情報を得る事ができます。例えば住所から、東京都内でご自宅をお持ちの場合は土地評価は高く相続税申告の必要がある方ではないか、職業欄も会社員なのか不動産賃貸業なのかなどによっても提案する内容が変わる可能性があります。収入・所得欄では、不動産所得が一定額以上であれば法人化した方が節税になり不動産管理会社の提案をした方がいいのではないかなどに注目します。所得から差し引かれる所得控除項目では、個人事業主の退職金のようなものである小規模企業共済に加入されているかどうか、生命保険料控除の活用ができないか、また、要件を満たすのに寡婦控除、ひとり親控除の

漏れが無いかなどを確認します。

次に、所得税の青色申告決算書では、相続の賃貸不動産の評価は賃貸割合によって変わる(空き家の割合が多いほど減額できる割合が減少)ので、収入が昨年に比べて減っていないか、築年数が古い物件では空き家にならないよう対策のため修繕費の支出は多いかなどを確認します。また損益に減価償却費を足し、借入金の元金返済額を減らすとおおよそのキャッシュフローがわかり、毎年どのくらいのキャッシュの上乗せがあるかを確認します。収入の内訳や減価償却台帳からは物件数が確認でき、相続の際の分割案をイメージをします。また不動産管理会社へ建物を移す際には建物の未償却残高を使用するケースが多くこちらの金額にも注目します。

最後に、相続対策では分割・納税資金の確保・節税の3つの要素と順序があるとされており、上記の着眼点と3つのポイントを合わせて押さえて頂ければと思います。

今月の動画のポイント!

- ☑ 相続税対策する際の着眼点
- ☑ 所得税対策する際の着眼点
- ☑ 相続税対策の3つのポイント

山口 拓也

シニアパートナー
税理士

辻・本郷の
YouTubeチャンネルを担当



辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 特定社会保険労務士 磯野 由佳 〕



労働者数が50人以上となったとき、 会社が発生する対応義務とは？

会社には労働契約法第5条に基づいて、「労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」安全配慮義務があります。「生命、身体等の安全」には、心（メンタル）の安全や健康も含まれます。

労働安全衛生法ではさらに詳しく、労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進を目的として使用者に対して講ずべき措置に関する義務を定めていますが、常時使用する労働者数が50人以上になったときには、以下の5つの対応義務が発生します。

1. 産業医の選任

事業規模に応じて定められた数の産業医を選任し、管轄労基署へ選任報告書を提出します。

2. 安全管理者、衛生管理者の選任

安全管理者：一定の業種及び規模の事業場において、資格要件を満たす者から選任します。

衛生管理者：規模および業種に応じて定められた

数の衛生管理者を選任します。

それぞれ管轄の労働基準監督署へ選任報告書を提出します。

3. 安全委員会、衛生委員会の設置

労働者の健康障害を防止するための対策などを調査・審議するため、月1回以上開催しなければなりません。

上記1.産業医、2.安全管理者/衛生管理者はこの委員会の構成メンバーとなります。

4. 定期健康診断報告書の提出

「定期健康診断結果報告書」を管轄の労働基準監督署へ提出します。

5. ストレスチェックの実施

質問票により従業員のメンタルヘルスを確認し、医師や保健師が従業員のストレス度合いを分析し、ストレスが高い状態の場合には医師による面接指導等を実施し、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。



あれこれ
相続の
気にな
ちよつ
と

木村 信夫



辻・本郷 税理士法人
副理事長 税理士

つくられた…債務

1 親子間売買

父親は平成26年12月〇日に亡くなりました。その何年か前に長男はA建物を次男はB建物を建てました。ある税理士法人からの提案を受けて、長男と次男所有のA建物・B建物を父親に平成26年〇月〇日に売買しました。父親はかなり高齢（およそ90歳）なために、長男のA建物購入代金約4,300万円と次男のB建物購入代金約12,700万円を、それぞれ父親は長男・次男から借り入れる旨の金銭消費貸借契約書を作成しました。

父親の相続税申告では上記金額を債務控除して申告を行いました。税務調査でその債務が問題となり、混同により消滅させるべき債務を名目的に成立させたに過ぎなく、確実な債務ではないということで、両方の債務が全額否認されて国税不服審判所で争いになりました。

2 ある税理士法人からの提案とは

ある税理士法人から下記の提案があり、その通りに実行しましたが、調査時にその提案書が出てきました。

- 建物は相続税の計算上固定資産税評価により評価され、預貯金の金融資産を建物に置き換えることで相続税法上の評価額を圧縮できる。
- 建物の時価は簿価（未償却残高）として売買する。
- A建物時価は約4,300万円（固定資産税評価は約2,100万円）。
- B建物時価は約12,700万円（固定資産税評価は約4,100万円）。
- 父親から長男・次男にそれぞれ売却代金を支払う必要があるが金銭消費貸借とすることも可能。
- 父親の相続時に長男・次男はそれぞれの金銭債務を相続することにより消滅する。

3 確実と認められる債務

審判所は、確実な債務とは、相続開始時に債務が存在するだけでなく、①債務者においてその債務の履行義務が法律的に強制されもののほか、②相続人がその債務を履行して相続財産の負担となることが必然的な債務をいうものと判断しました。

つまり、建物の経済期価値（固定資産税評価）に相当する部分は消極的な価値を示していて、それを超える部分（建物時価と固定資産税評価との差額）は名目的に成立させたに過ぎないので確実な債務には該当しないとして、固定資産税評価相当額の債務だけを認めました。

この親子の建物売買契約に関しては建物時価が適正であり、その所有権登記も済ませ、その購入代金について金銭消費貸借契約を締結して、その金銭貸借を相続の時に精算しました。しかし、高齢者による駆け込み的な節税対策には厳しい結果が待っています。



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 30

町田事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第30回目となる今回は、町田事務所からのレポートです。



町田事務所は町田駅から徒歩1分、東京建物町田ビルの9階にあります。晴れの日には横浜ランドマークタワーが見える、明るく開放的なオフィスです。

現在、職員は20代から70代の18名。2014年10月の事務所開設以来、法人・個人事業の顧問業務はもちろん、相続のご相談やコンサルティング等にも職員一丸となって取り組んでおります。

お客さまからのご相談は多岐にわたります。様々なお客さまからのご要望に迅速に取り組むため、パソコンを用いた事務作業の効率化を職員全員で共有し、

ソーシャルディスタンスを保ちつつも密な社内コミュニケーションを日々心掛けております。

そのためか、事務所内は自由闊達な雰囲気があり、個々人の得意分野を活かしつつも、全員で一致団結できるのが町田事務所の特徴です。

お客さまの「どうしよう?」「困ったわ」に誠実に対応することをモットーに、今の不安を未来の安心に変えるお手伝いをする、そんな熱い想いを胸に職員一同日々奮闘中です。



町田事務所所長
横山 祐輔

2011年9月、社・本郷 税理士法人 入社。吉祥寺事務所を経て、2017年に町田事務所の所長に就任。相続業務を中心に担当。インドア派ですが、ソロキャンプに憧れています。

あなたの考える町田の魅力とは？

町田市の人口は約43万人、神奈川県に隣接し、1893年までは神奈川県だったという歴史があります。新宿、横浜、渋谷に電車で30分で行けるベッドタウンですが、町田駅に行けば何でも揃う便利な街です。そんな町田の魅力は、自然も豊富など。桜の名所の恩田川、サッカーチーム・町田ゼルビアのホームグラウンドのある野津田公園、町田駅から徒歩13分にも関わらず、緑が深く鳥のさえずりの美しい都会と自然が調和した芹ケ谷公園等、おすすめスポット満載です。

町田事務所

〒194-0021
東京都町田市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921



STAFF RECOMMEND



地下通路を上がると目の前に飛び込んでくるビル。雨の日もほとんど濡れずにご来所いただけます(菊田)



事務所入口には季節に合わせた色とりどりの折り紙が並び、ご来所いただいたお客さまを出迎えます(沼倉)



南町田グランベリーパークにはスヌーピーミュージアムがあり、至る所でスヌーピーに出会えます(築瀬)



恩田川沿いには2kmにわたる約400本の桜並木。のんびり散策しながらお花見が楽しめます(清川)



駅チカながら緑豊かな芹ケ谷公園。ポケモンのマンホールは6個。親子で探してポケモンゲットだぜ!! (小泉)



リス園では放し飼いのリスに餌やりができます。モルモットやウサギなどにも触れ合える癒しの園(築瀬)

えびちゃんの 生産性向上術

#28

バックオフィス業務の可視化 その3

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

前は業務フローの作成方法についてお伝えしました。今回は作成した業務フローの検証方法についてお伝えします。

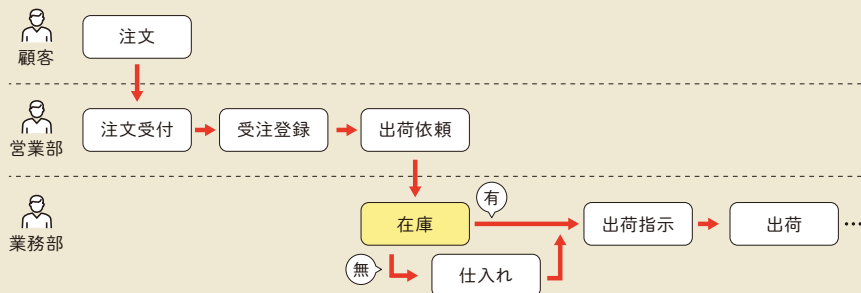
まずは業務を分解して登場人物を洗い出して、目的を明確にするのがポイントだったわね。

そうですね、ポイントを押さえながら業務フローに落とし込むことによって、業務の流れがわかりやすくなりますよね。機能していない工程やリスクが発生しそうな工程がみえてきます。業務の内容を一番知っているのは実際に行っている担当者さんですので、作成した業務フローと実際の業務とのズレがないか何度も確認をしていくのが大事です。

- ☑ 実務担当者から具体的に作業工程を聞き取りましょう。
- ☑ 意味のない(機能していない)工程が含まれていないか確認しましょう。
- ☑ 人が行っている業務をシステム(IT)化できないか確認しましょう。
- ☑ 言葉の定義付けや言い回しを統一しましょう。

例外的な処理が多くて時間が掛かる業務も多いわね。また、前任者からの引継ぎで慣習的な業務もあるわよね。見える化することって大事だわ。

問題点を洗い出してリスクを見つけ出すことにより改善の優先順位もつけられます。ひとつの業務に対して担当者の数が必要以上に多かったり…レーンをまたいで何往復もする業務など、確認が必要そうな箇所をピックアップしていけば改善への近道になりそうですね。



さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
DXバックオフィス事業部 海老原(えびちゃん)まで ☐dx-backoffice@ht-tax.or.jp



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)
<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>


本から学ぶ DX時代の経理部門の働き方改革のススメ

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年7月5日(火) 11:30～7月11日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師：公認会計士 税理士 中尾 篤史

【安積塾】税理士が悩んだ税務事例3選

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年7月7日(木) 11:30～7月13日(水) 17:00 (講演時間 約80分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

実践で身につく!「相続税申告書作成」実トレ研修(MJS編)

参加費：¥12,000+NEXTAプレミアム月額料金

【視聴可能期間】2022年7月14日(木) 10:00～16:00 (研修時間約5時間、Zoomを利用したオンライン研修)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 大宮事務所 相続センター シニアコンサルタント 税理士 高木 真弓

※こちらのセミナーは会計事務所様のみの受付となります。

【相続セミナー】提出前に要チェック!相続税申告の添付書類に関するポイント

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2022年7月19日(火) 11:30～7月25日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 参与 兼 代々木事務所 相続センター長 税理士 宮村 百合子

辻・本郷 税理士法人 蒲田事務所 相続センター長 清水 一史

改定実施間近!火災保険・地震保険の値上げと対策案(住宅向け)

参加費無料

【視聴可能期間】2022年7月21日(木) 11:30～7月27日(水) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師：株式会社アルファステップ 保険部 下川 諒

本から学ぶ 孫まで安心事業承継 ～持株会社の具体的活用術～

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2022年7月28日(木) 11:30～8月3日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 楳原 達也

辻・本郷 税理士法人 法人ソリューショングループ シニアマネージャー 税理士 古澤 孝祐

相続セミナー

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは
各事務所まで

兄弟姉妹相続のトラブルになりやすい注意点<座談会> ◎各会場時間共通：座談会 14:00～
相談会 15:00～

【新潟】7月12日(火)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也

◎会場：新潟日報メディアシップ ナレッジルームA

◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

【富山】7月27日(水)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 松浦 真義

◎会場：富山県民会館 612号室

◎詳細：富山事務所 050-3646-2203

【札幌】7月21日(木)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

◎会場：かでの2・7 510会議室

◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

【沖縄】7月29日(金)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫

◎会場：沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室

◎詳細：沖縄事務所 098-941-3230

新刊書籍



2022年度版 事業承継の安心手引

編 著：辻・本郷 税理士法人
発 行：株式会社アール・シップ
発行日：2022/6/10
定 価：990 円 (税込)

[書籍一覧](#)
<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>


札幌事務所【移転】

〒060-0001 北海道札幌市中央区
北1条西2-1 札幌時計台ビル6階
TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032

青森事務所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1
AQUA青森スクエアビル4階
TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781

八戸事務所

〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5
TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160

秋田事務所

〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944

秋田南事務所【開設】

〒010-0065 秋田県秋田市茨島4-6-11
TEL.018-866-0820 FAX.018-866-3744

盛岡事務所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18
明治中央通ビル5階
TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866

遠野事務所

〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16
地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317

一関事務所

〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29
一関中央ビル2階
TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665

仙台事務所

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1
青葉通プラザ2階
TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742

福島事務所

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35
福島キャピタルフロント7階
TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178

郡山事務所

〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6
明治安田生命郡山ビル5階
TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882

いわき事務所

〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町
11-3 カネマンビル2階
TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801

宇都宮事務所

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10
宇都宮駅前ビル6階
TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771

水戸事務所

〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094

高崎事務所

〒370-0841 群馬県高崎市栄町3-23
高崎タワー21 2階
TEL.027-310-5650 FAX.027-310-5651

熊谷事務所

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4
熊谷朝日八十二ビル7階
TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072

大宮事務所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町
1-7-5 ソニックシティビル21階
TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212

越谷事務所

〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11
ブランドール雅II 202号
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752

川口事務所

〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3
みどりビルディング4階
TEL.050-3612-3341

所沢事務所

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14
所沢第一生命ビルディング5階
TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951

柏事務所

〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1
ちばぎん柏ビル4階
TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802

千葉事務所

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見
2-3-1 塚本大千葉ビル7階
TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611

船橋事務所

〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23
SADOKA SOUTHERN TERRACE6階
TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108

亀戸事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10
コクブ亀戸ビル3階
TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665

北千住事務所

〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11
朝日生命北千住ビル7階
TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031

秋葉原事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19
新秋葉原ビル6階
TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819

東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サピアタワー18階
TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208

神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3
小鍛冶ビル8階
TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058

蒲田事務所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7
西蒲田T-Qビル5階
TEL.050-3612-3342

池袋事務所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7
東京西池袋ビルディング12階
TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492

新宿センタービル事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル31階
TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550

新宿ミライナタワー事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL.03-5323-3301 FAX.03-5323-3302

新宿HR事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1
世界堂ビル7階
TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4
全理連ビル5階
TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1
渋谷クロスタワー31階
TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

練馬事務所

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2
パシフィックニュー豊玉2階
TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427

吉祥寺事務所

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町
1-14-5 吉祥寺本町ビル6階
TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階
TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842

府中事務所

〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13
第15三ツ木ビル3階
TEL.050-3612-3340

瑞穂事務所

〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町
箱根ヶ崎450番地
TEL.042-557-3254 FAX.042-556-0162

町田事務所

〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16
東京建物町田ビル9階
TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921

横浜事務所

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸
1-11-11 NMF横浜西口ビル3階
TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558

横浜スカイビル事務所

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島
2-19-12 スカイビル24階
TEL.045-450-1220 FAX.045-450-1221

センター南事務所

〒224-0032 神奈川県横浜市中区築区
茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階
TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577

あざみ野事務所

〒225-0011 神奈川県横浜市青葉区
あざみ野2-13-6-301
TEL.045-902-0774 FAX.045-902-7726

大和事務所

〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16
TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650

湘南事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3
日本生命南藤沢ビル4階
TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032

小田原事務所

〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1
Y&Yビル6階
TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101

新潟事務所

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山
2-6-7 WorkWith米山5階
TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177

上越事務所

〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187

富山事務所

〒930-0858 富山県富山市牛島町18-7
アーバンプレイス12階
TEL.050-3646-2203

長野事務所

〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1
長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067

松本事務所【開設】

〒390-0842 長野県松本市征矢野1-8-1
TEL.0263-24-1251 FAX.0263-24-1252

甲府事務所

〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9
TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008

甲府中央事務所

〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6
TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578

大月事務所

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町
船津642-4
TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905

岐阜事務所

〒500-8842 岐阜県岐阜市金町8-1
フロンティア丸杉ビル5階
TEL.050-3612-3352

静岡事務所

〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町11-30
エクセルワールド静岡ビル13階
TEL.050-3612-3344 FAX.050-3737-1087

伊東事務所

〒414-0002 静岡県伊東市湯川11-3-3
上條ビル5階
TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988

豊橋事務所

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60
豊橋イーストビル6階
TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29
JRE名古屋広小路プレイス5階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713

四日市事務所

〒510-0072 三重県四日市市九の城町7-7
TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988

京都事務所

〒600-8009 京都府京都市下京区四条通
室町東入函谷鉾町79番地
ヤサカ四条島丸ビル6階
TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539

関西事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10
梅田ダイビル6階
TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876

神戸事務所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通
6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階
TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120

岡山事務所

〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町
1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階
TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556

広島事務所

〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24
有信ビル5階
TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221

長門事務所

〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210
TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020

北九州事務所

〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町
1-2-26 日幸北九州ビル4階
TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761

福岡事務所

〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅
中央街8-1 JRJP博多ビル8階
TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381

久留米事務所

〒830-0017 福岡県久留米市日吉町18-13
TEL.0942-33-3697 FAX.0942-39-5445

大分事務所

〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3
朝日生命大分ビル4階
TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006

熊本事務所

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町
10-34 熊本花畑ビル5階
TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016

延岡事務所

〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8
和光中町ビル(旧第一生命ビル)
TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789

鹿児島事務所

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10
鹿児島中央ビル9階
TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181

沖縄事務所

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9
カフナ旭橋B街区ビル1階
TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

